

高知地方最低賃金審議会 議事録

高知労働局

第54期 第10回

開催年月日 令和6年8月29日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	高知県最低賃金専門部会の結果報告について (報告)
公益代表 3名		2	高知県最低賃金審議会の意見に関する 異議申出について
労働者代表 5名		3	高知県最低賃金専門部会の廃止について
使用者代表 5名		4	その他

次回本審開催予定日 令和6年9月10日

[開会] 午前9時30分

会長 それでは、ただ今から、第54期第10回高知地方最低賃金審議会を開催  
します。

まず、本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 本日は、上村委員と、浜田委員から欠席の連絡がきておりますので、公益  
委員3名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、委員合計13名の出  
席していただいております。最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満  
たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告します。

会長 では、議事に入ります。

まず、高知県最低賃金専門部会の報告についてです。

6月27日の第8回本審において、高知県最低賃金については専門部会で前回  
一致の結審となった場合は、審議会令第6条第5項を適用し、審議会の決議と  
することを議決しておりました。

お手元の資料2と資料3をご覧ください。

資料2が1ページから、資料3が6ページからです。

8月13日の専門部会で、高知県最低賃金の改正決定について、全会一致で  
の決議をいただき、当日局長への答申を行っております。

それでは本日は中橋部会長から報告書を受けたいと思います。

【写真撮影】

会 長            それでは事務局から報告書を朗読してください。

事務局 報告書朗読

会 長            ただいまの報告書について、何かご質問等はございませんか。

意見なし

会 長            特になければ、これで高知県最低賃金専門部会の結果報告について終了いたします。

                  それでは次は、高知県最低賃金審議会の意見に対する異議申出についてとなります。

                  事務局は、申出状況と処理手続きについて説明してください。

賃金室長        説明いたします。高知県最低賃金の改正決定につきましては、8月13日に当審議会より答申をいただきましたので、最低賃金法第11条に基づき、同日にその要旨を公示いたしました。

                  この公示におきまして、当該最低賃金に係る労働者または使用者は、公示があった日から15日以内に高知労働局長に異議を申し出ることができることとなり、その申出期間は8月28日までとなっております。

                  この申出につきまして、1件の異議申出がなされましたので、高知労働局長から、高知地方最低賃金審議会に対して、意見を求めることとなり、本日、諮問をさせていただくこととなります。よろしく願いいたします。

会 長            分かりました。異議申出に対して、当審議会の意見を求めるにあたり、高知労働局長から諮問されるとのことですので、これから、諮問を受けたいと思います。

局長から会長に諮問文を手交

【写真撮影】

会 長            それでは、事務局から諮問文を配付してください。  
                  配付が終わるまでしばらくお待ちください。

諮問文を傍聴人も含め全員に配付

会 長 事務局から諮問文の朗読をお願いします。

#### 事務局 諮問文朗読

会 長 異議申出に係る意見陳述は、10分以内、陳述人が1人、高知県最低賃金の改正決定に係る異議に限定して受けることになっています。

お手元の資料10ページに、「高知県労働組合連合会」からの異議の申し立て書が添付されています。

本日は、執行委員の清水広志様から意見陳述をいただくことになっています。それでは、よろしくお願いします。

#### 陳述人、陳述席へ移動

清水陳述人 高知県労働組合連合会執行委員高知生協労働組合執行委員の清水広志と申します。よろしくお願いします。

2024年、高知県最低賃金の改訂決定に対する異議申し立てを申し上げます。労働者の労働条件の向上と、地域経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいています。高知地方最低賃金審議会委員の皆様から敬意を表します。

高知地方最低賃金審議会は8月13日、今年度高知地方最低賃金の改定について、現行の897円を55円引き上げ、952円とすることを答申しました。

中央最低賃金審議会が目安を全てのランクで50円とし、格差の縮小が要請される中、Cランクの目安50円に対し、5円上乘せしたことは、格差縮小に向けた積極的な対応と受け止めます。

また、答申文の政府への要望事項において、積極的かつ効果的な支援策の実施として具体的に要望したことは重要なポイントだと考えています。

しかしながら今回の答申額ではまだまだ低水準を脱却しておらず、また、昨今の物価高に対して、労働者の生活を守る上で不十分だと言わざるを得ません

最近の高知新聞、8月24日の土曜日なんですけど、米が17%高騰してまして、これが20年ぶりで、今年の7月の話なんですけど、2024年全国平均が2411円で、2023年7月が全国平均で2046円、全国でも365円上がっています。この数字を元に米の17%高騰20年ぶりというのが高知新聞に出ています。

ちなみにちょっとスーパーで新米の価格を5キロなんですけど、調べましたら、税込で2894円もします。去年取れたお米が5キロで2300円です。

私は高知生協で働いてるんですけど、その最低賃金のところで、賃金がち

よっと上のところぐらいで出されてるんですけど、その定職さんという、社会的にはアルバイトなんですけど、アルバイトよりちょっと上の賃金を払ってる人たちが346人で、アルバイトっていうのが最賃のちょっと本当に少し上の賃金をもらってる人たちが69人、合計で415人の人が最賃が上がると時給が増えるという感じになっています。

ですので、今回の答申についてですね、下記のとおり異議を申し立てます。なお、異議、審議にあたっては、意見の陳述を求めます。

異議申し立ての理由。

(1) 水準が低すぎる。今回答申した時給額952円では、憲法に明示される健康で文化的な最低限度の水準を満たしていません。審議会は政府への要望事項として、日本が目指す最低賃金の理想的水準や、「2030年代半ばまでに全国加重平均を1500円となることを目指す」とした根拠を具体的に明示していただきたいと要望しています。政府が示した1500円は私たち県労連が2022年に実施した「最低生計費試算調査」で示した年収300万円・時間額1500円と合致しています。既に2年前に具体的なデータを示したに関わらず、審議会で、議論や調査もせず、政府に根拠を求めている時点で審議が不十分であったと言わざる得ません。

(2) 使用者が主張する支払い能力に矛盾。答申では、政府への要望事項の1番目で「人材不足は、経営上の不安要素として恒常化しつつある問題」とし、継続的な賃上げを実現できるよう支援を求めています。そしてその次に「価格転嫁」への支援が記されています。これは従来、使用者側が主張してきた「価格転嫁が出来ず、中小企業が支払いが難しい」というとは違っています。これでは使用者側は支払い能力を盾に引上げを抑制しようとしてきたことが、昨今の人材確保難は、労働者の処遇改善を持続的に図らなければ、人材流出は止まらず、人材不足も解消しないことを自覚させ、使用者にとっては「大幅」と言える引き上げも受け入れるよう変化していることと見ることができます。これは見方を変えれば、「価格転嫁は十分でなくても、人材不足のために賃上げする体力がある」ということを示しています。「支払い能力」という客観的な情報がない中では「生計費」「通常賃金」の2要素で議論が行われるべきですが、賃金構造基本統計調査によると2022年、令和4年の都道府県別賃金（男女計）で高知県より賃金が高い県が10県あります。しかし、そのうち半数が高知県より高い答申を出している点からも、審議会での議論が不十分だと言わざる得ません。

(3) 「原則公開」の規則が守られていない。公平で公正な審議という点では、非公開が前提の審議には課題が残っています。生活に関わる最低賃金の議論が非公開を前提に進められていることも問題です。特定最賃を議論する小委員会では、「企業に話を聞くため、プライバシーに関わる話も出るか

もしれないが、事前に企業には公開であることを伝え配慮してもらおう」としていました。しかし、専門部会の公開については、「率直な意見が交換できない可能性がある」として、金額審議の非公開を公益委員が提案しました。審議会は「原則公開」であるにもかかわらず、公開のための努力なしに、非公開を公益委員会が提案すること自体が「原則非公開」の実態を示しており、「原則公開」の規則から逸脱した中での審議であり、公開の場の審議が必要だと考えます。

異議申し立ての理由に対する回答を求めます。異議申し立てに対し、労使から「金額について不満があるが、十分議論した答え」という趣旨の意見が出されますが、異議の申し立ての「3つの理由」は、公益委員見解や答申に記載されていない部分だと考えます。却下するにしても、「3つの理由」に対する審議会の回答をお願いします。

以上です。

会 長            どうもありがとうございました。  
                      今の陳述内容に対して、各委員からご質問はございませんでしょうか。

意見なし

会 長            それでは、以上で、異議申出に対する意見陳述を終了いたします。  
                      ありがとうございました。席へお戻りください。

陳述人、傍聴席へ移動

会 長            それでは、本件の異議申出に対する、労使各側の見解をお伺いします。  
                      まず、労側からお願いします。

市川委員        異議の申し立ての中にもあります、最低賃金の水準の問題、一般の企業の支払い能力の問題。これを含めて、審議をした結果が952円だというふう  
                      に労働側は受けていますので、結果については尊重したいと思います。  
                      以上です。

会 長            ありがとうございました。  
                      では次に、使側からお願いします。

沖田委員        労働者今回の異議申し立てについては、労働者側の立場とすれば当然のこと  
                      とでございます。それに対しては理解をいたします。しかし、今年の審議に

おきまして、昨年の目安額39円と比較して、3要素から見て、目安額50円というのは、使用者側としては理解しがたい額でありました。その中で使用者側としては、県内の人材不足の状況を鑑み、人材確保のためには他県に著しく劣る額は高知県の経済界において好ましくないと考える一方で、価格転嫁が十分できてない、または資本力が十分でない中小零細企業にとって大きな負担になることも大きな懸念材料でありました。そのような中で、全会一致の解決を目指して、ギリギリの判断であり、審議を尽くして導き出した結果でありますので、この結果を尊重すべきだというふうに考えております。あと追加で、異議申し立てに対する回答っていうのを要求されてるんですね。これに対しては、どちらかという使用者側に対しての意見が多いんで、述べておいた方がいいのかどうかと思うんですが、どうなんでしょうか。

賃金室長           ご意見がもしございましたら。

沖田委員           ご意見を申し述べておきます。

まず、水準が低すぎるというのは、確かに全体的に外国と比べても水準が低いとよく言われておりますので、その通りだろうと思うんですけど、そういう中で、1500円というのを政府に根拠を求めたということにつきましては、確かに県労連から「最低生計費試算調査」というのは示していただいて、私も1500円というのは理解しております。ただ、これは最低賃金とは別の部分での話であって、最低賃金で検証するのはあくまで3要素を元に検証しているところまでございまして、その中で政府が1500円という額を出した。それも2030年代半ばまでに全国平均1500円っていうことを出した根拠はやっぱり知るべきだろうというふうに思っております。で、県労連が出してる1500円というのは、現時点の生活費を見た時に現時点でも1500円は必要だということを2年前に言っておられると思うんですけど、これが2030年代半ばまでも1500円でいいのかなっていう感じを持っております。で、私ども意見言ったのは本当に2030年代半ばまでに1500円で本当にいいのかどうか、もっと高い数字じゃないといけないじゃないか、というようなこともあって、どうやって1500円という基準を出したかというのを知りたいということで、根拠を示していただきたいということを申し上げただけであって、県労連の言う1500円に対してどうかという判断はしてないということでございます。

それから、使用者が主張としている支払い能力論に矛盾しているということに関しましても、これも使用者側に対するご意見だと思いますので、受け止めてご意見をさせていただきますと、簡単に単純に言えば失礼かもしれま

せんが、見方をすれば、価格転嫁は十分でなくても、人材不足のために賃上げする体力があるということを示しているというこの言葉につきましては、非常に違和感を持っています。確かに県労連の中に所属する労働組合が所属する企業においたら賃上げする体力があるのかもしれませんが、一般的な小規模零細企業においても体力があるとは決して言えないと思っています。最低賃金が一番怖いのは、そういう体力あるなしに関わらず法的に強制する賃金であるということのを考慮しながら、金額改定について、議論をしているわけであって、賃上げができるから体力があるというようなものではないというふうに思っております。そこは少し反論をさせていただきたいというふうに思っております。そうであるならば、体力がないところは賃上げしなくていいですよ、みたいなことになってしまいますけど、それは最低賃金に適用してしまうと、そこを見てしまうと、もう賃上げできないということになってしまうので、そうではないですよ、ということももう体力があるところないところに関わらず、これは法的に適用される金額であるから慎重な審議が必要であるということをお願いしていきたいと思っております。

それからもう1件、都道府県別賃金と高知との格差の答申額というのがあって、私もこういう見方をしたことがなかったんで、何とも新しい見方だなと思えました。

ただ、これから言うと、高知ってそんなに賃金が全国最下位ではないんだなという見方もできるなというふうに思っています。

最低賃金がとにかく全国最下位はまずいだろうということで議論してきたんですけど、トータル賃金を見れば、それほど低くないなという見方もできるなと思えました。これは新たな資料の見方としてこういう見方もできるなということで拝見させていただきました。

原則公開の規定が守られてないってことについては、これは公益委員に対してお意見かと思うので、私どもから直接お話しするのはいかがかと思っておりますので、ここは差し控えさせていただきます。

1、2番については、審議会の回答ではなくて、あくまで使用者側の意見として申し上げておきたいと思っております。

会 長                    ありがとうございます。

他に、ご発言されたい委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

意見なし

会 長                    よろしいですか。

それでは本日、高知労働局長から諮問のあった「高知県最低賃金の改正決定に係る高知地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出」については、

ただ今各側委員からご意見をいただきました。

8月13日の当審議会の答申は、8月1日の全員協議会での意見陳述や各種要請書も踏まえて慎重に審議した結果であり、異議申出の内容についても、これまでの審議において十分に考慮されているものと考えます。

審議会や、専門部会の審議については、特に専門部会は当初、公開を行ったうえで、そののちは、金額審議に入った段階で非公開としておりますが、これは、本審のほうで議決しました、審議会運営規定に基づいて、審議会の自主的な判断により決定し、非公開として審議を進めたものであります。

したがって、「令和6年8月13日付け「高知県最低賃金の改正決定について(答申)」このとおり決定することが適当である」との内容で答申することといたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

異議なし

会 長 異議がないようですので、「令和6年8月13日付け「高知県最低賃金の改正決定について(答申)」このとおり決定することが適当である」との内容で答申することといたします。

答申につきまして私と事務局で用意しますのでしばらくお待ちください。

「答申(案)」確認

会 長 では、答申案の配付をお願いします。

答申(案)配付

会 長 それでは、事務局から答申案の朗読をお願いします。

事務局「答申(案)」朗読

会 長 ただ今の「答申(案)」につきまして、何かご意見はございますか。

意見なし

会 長 特にご意見はないようですので、この答申案のとおりとしてよろしいでしょうか。

異議なし



会 長           では、事務局で「答申文」の準備をお願いします。

事務局「答申文（印鑑あり）」を会長にお渡し

会 長           それでは、局長に「答申文」をお渡ししますので、よろしく願います。

会長から局長に「答申文」手交

【写真撮影】

各委員ほか傍聴者に「答申文（写）」を配付

会 長           それでは、局長からご挨拶があるようですので、よろしく願います。

局 長           ただ今、会長から、高知県最低賃金の改正決定に対する異議の申出に係る  
諮問につきまして、答申をいただきました。厚く御礼申し上げます。

公労使各側委員の皆様方におかれましては、6月27日に諮問させていただいて以来、限られた時間の中で、慎重かつ熱心なご審議をいただきましたことにつきまして、改めて感謝申し上げます。

本日、答申をいただきましたことを踏まえまして、発効に向けまして、官報公示など事務処理を迅速に進めてまいります。

また、引き続きまして、最低賃金の周知及び履行確保を図っていくとともに、中小企業等に対する各種支援策につきまして一層の利用及び活用の促進をはかってまいります。

委員の皆様方におかれましては、今後も引き続き最低賃金制度の運用につきまして、ご指導ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

会 長           続きまして、高知県最低賃金専門部会の廃止についてです。

審議会令第6条第7項において「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定され、この運用について、高知県最低賃金専門部会運営規程第9条において、「専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、その任務を終了することとし、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定しております。

したがって、高知県最低賃金専門部会については、すでにその任務を終了しておりますので、廃止することとしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

異議なし

会 長 異議なしということでしたので、高知県最低賃金専門部会の廃止を決定します。

それでは、次回につきまして、電子の特定最賃の改正の必要性について特別小委員会を行うこととなっております。

また、特別小委員会の報告をいただくために、後日、審議会を開催することとなりますが、いずれも特に非公開とする必要はないと思いますがよろしいでしょうか。

異議なし

会 長 ご了承いただきましたので、事務局は公開の手続きをお願いします。その他、事務局から伝達事項はございますか。

賃金室長 はい。2点、説明を申し上げます。

まず、今年度の業務改善助成金の申請件数につきまして。

7月末で29件、8月22日までで38件となっております。

今のところ、まだまだ件数は少ないようではありますが、9月に官報公示がございまして、労働局の最低賃金の広報を県下全域に行いますので、件数が伸びてくるものと思います。

次に、各県の最低賃金の決定状況ですが、現在、徳島局がまだ決定されておりません。

全国の最低賃金が決まりましたら、厚生労働省からの発表もあると思いますので、その際は、ぜひ、ご覧ください。

以上です。

会 長 それでは以上で本日予定していました議題はすべて終了しました。ほかに何かございますか。

意見なし

会 長 特に無ければ、本日の審議会を閉会します。  
お疲れ様でした。

[閉会] 午前10時15分